

## 令和3年度からの建築物環境計画書制度の各種届出について

— 令和3年4月1日から、はんこレス（押印不要）になります —

- 東京都では都庁のデジタルトランスフォーメーションの推進に向け、5つのレス（ペーパーレス、はんこレス、キャッシュレス、FAXレス、タッチレス）の取組を進めているところです。
- その一環として、令和3年4月1日以降、建築物環境計画書制度の各種届出ははんこレス（押印不要）となりました。
- また、それに伴い、これまでの窓口（対面）や郵送によるご提出に加え、電子メールでもご提出いただくことができます。

### 1 提出方法

---

#### （1）メールによるご提出

- ・提出書類一式を電子メールでヘルプデスク宛てに送付してください。

#### 《留意事項》

- ✓ 書類が不足する場合、受付できない場合があります。送付データのご案内、事前確認等、発送前にヘルプデスクへご相談ください。
- ✓ 收受日（受付日）は原則、ヘルプデスクにメールが到着した日です。
- ✓ なりすまし等を防止するため、建築主様から委任を受けた方（委任状の受任者又はその担当者）がメールを送付する場合、建築主のご担当者を宛先又はCCへ入れて送付いただくか、メール本文にご担当者のご所属、お名前、ご連絡先（電話・メールアドレス）を記載してください（提出書に建築主ご担当者の連絡先等が記載されている場合は不要）。ご対応いただけない場合、東京都から建築主の方へ確認の連絡をすることがあります。
- ✓ 提出書類のうち、東京都が Microsoft Word 及び Microsoft Excel で作成している様式は PDF に変換せず、そのままのファイル形式でお送りください。
- ✓ 図面や仕様書、許認可の写し、カタログ等のその他の提出書類は PDF や JPEG データにしてお送りいただくよう、ご協力をお願いいたします。（東京都の PC 環境の都合により、CAD や AI データは確認できませんので、ご了承ください。）
- ✓ PDF 等でご提出いただく資料は、どの評価項目に関する資料か区別するため、ファイル名称への記載や資料リスト等を添付していただくよう、ご協力をお願いいたします。

✓ メール 1 通の容量は 30MB 以内としてください。それ以上の容量の場合、データを分割してお送りいただくか、データ転送サービス等をご利用いただくよう、ご協力をお願いいたします。

※東京都のセキュリティにより、データ転送サービスからデータがダウンロードできない場合があります。できるだけ、データを分割してメールで送付いただくよう、ご協力をお願いいたします。

## (2) 郵送によるご提出

・提出書類一式を同封し、ヘルプデスク宛てにお送りください。

・封筒には「東京都建築物環境計画書制度に関する書類在中」と記載してください。

### 《留意事項》

✓ 書類が不足する場合、受付できない場合があります。同封書類のご案内、事前確認等、発送前にヘルプデスクへご相談ください。

✓ 収受日（受付日）は原則、ヘルプデスクに書類が到着した日です。

✓ なりすまし等を防止するため、建築主様から委任を受けた方（委任状の受任者又はその担当者）が郵送する場合、建築主の担当者の方の連絡先がわかるもの（名刺等）も同封していただくよう、お願いいたします。（提出書に建築主ご担当者の連絡先等が記載されている場合は不要）。ご対応いただけない場合、東京都から建築主の方へ確認の連絡をすることがあります。

✓ 窓口提出、郵送提出による場合でも下記問合せ先のヘルプデスク宛てにデータファイルをメールでお送りください。

## (3) 窓口でのご提出

・窓口で書類一式をご提出ください。

・ご来庁前にご予約をお願いします。

### 《留意事項》

✓ 書類が不足する場合、受付できない場合があります。書類のご案内、事前確認等、ご来庁前にヘルプデスクへご相談ください。

✓ なりすまし等を防止するため、建築主様から委任を受けた方（委任状の受任者又はその担当者）が提出する場合、建築主の担当者の方の連絡先がわかるもの（名刺等）もご提出いただくよう、お願いいたします。（提出書に建築主ご担当者の連絡先等が記載されている場合は不要）。ご対応いただけない場合、東京都から建築主の方へ確認の連絡をすることがあります。

✓ 新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、窓口（対面）での受付を休止していることがあります。ご予約の前に本制度のホームページ等でご確認ください。

- ✓ 窓口提出、郵送提出による場合でも下記問合せ先のヘルプデスク宛てにデータファイルをメールでお送りください。

※各種届出の提出に必要な書類は「東京都建築物環境計画書作成の手引き」([【こちら】](#)からダウンロード)をご参照ください。

## 2 副本の廃止について

---

- ・はんこレスに伴い、副本のご提出は不要となります。
  - ・窓口、郵送でご提出いただく場合、提出書（これまで押印していただいていた書面）は1部ご提出ください。
  - ・副本は廃止しますが、東京都における内容確認等の手続きが完了しましたら、メール等でご連絡いたします。
- ※令和3年3月31日までに既にご提出いただいた副本は、これまでどおり、手続き完了後、順次、返却いたします。

## 3 問合せ・書類提出先

---

### ■建築物環境計画書の作成・その他各種届出に関する問合せ

#### ■各種届出書の提出（郵送・メール送付先）

「東京都建築物環境計画書制度」ヘルプデスク

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

TEL : 03-5320-7879 Email : building@kankyo.metro.tokyo.jp

#### ■制度全般に関する問合せ

東京都 環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課

TEL : 03-5388-7937